

箱根町工事等検査要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町が発注する工事及び委託業務の検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の事項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 箱根町が発注する建設業法別表第1の上欄に掲げる工事及び解体工事をいう。
- (2) 委託業務 箱根町が発注する測量、調査、設計、工事監理及び常駐監督等業務の委託をいう。
- (3) 工事等 工事及び委託業務をいう。
- (4) 工事主管課 工事等を発注している課をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査（指定部分に係るもの及び委託業務における引渡し部分に係るものを含む。）、出来形検査、中間（部分）技術検査、中間（全体）技術検査及び抜打ち検査とする。〔以下、中間（部分）技術検査、中間（全体）技術検査をあわせて「中間技術検査」という。〕

- (1) 完成検査は、工事が完成したときに行う。完成検査では、出来形検査、中間技術検査において検査済みの部分（部分引渡しを受けたものは除く。）も必要に応じ確認することができるものとする。
- (2) 出来形検査は、工事等の既成部分について部分払いをしようとするとき若しくは工事等の中止、打切り（工事請負契約約款第4条により履行保証を請求した場合を含む。）又は契約解除による既成部分の引受けをするときに行う。
- (3) 中間（部分）技術検査は、別表第1に掲げる工種の出来形部分について町長等が必要と認めた場合に行う。
- (4) 中間（全体）技術検査は、別表第2に掲げる対象工事について、施工中の各段階における施工体制、施工状況、出来形及び品質等工事全体について、品質確保を図り、疎漏工事を防止することを目的として、別に定める中間（全体）技術検査施要領に基づき行う。
- (5) 抜打ち検査は、工事の施工中に、施工体制、安全管理及び品質管理等の向上を図り、もって不良工事の防止等を行うことを目的とし、別に定める抜打ち検査実施要領に基づき行う。本要綱の第5条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条から第18条及び第20条は適用しないものとする。

(検査員)

第4条 検査員には、次の各号に掲げる職員をあてるものとする。

- (1) 町長が命ずる契約担当課の職員
- (2) 町長は前号の規定する職員によって検査を行うことが困難であり、又は
適当でないと認めるときは、他の課等の長又は他の課等の長が命ずる職員

(検査の範囲)

第5条 検査員は、次の各号に掲げる完成検査、出来形検査及び中間技術検査を行う。

- (1) 契約金額130万円以上の工事
 - (2) 契約金額130万円以上の修繕
 - (3) 契約金額50万円以上の委託業務のうち、箱根町設計業務委託等成績
評定要領（以下「委託評定要領」という。）による評定の対象となるもの。
 - (4) 他官公庁（私鉄を含む）と委託契約した工事
- 2 前項の各号に該当しない検査は、本要綱によらず工事主管課が行うものとする。

第2章 検査の実施

(検査員の心得)

第6条 検査員は、検査にあたりその責務を自覚し公正にこれを行わなければならない。

(検査の依頼)

第7条 第4条第1項第2号により検査員を命ずる場合は、工事等検査依頼書（第1号様式）を他の課等の長等に提出しなければならない。

(検査の時期)

第8条 工事の完成検査及び出来形検査は、工事完成届及び出来形検査申請書を受理した日から14日以内に行わなければならない。

- 2 委託業務の完成検査及び出来形検査は、委託業務完了通知書及び出来形検査申請書を受理した日から10日以内に行わなければならない。
- 3 中間（部分）技術検査は、その都度速やかに行うものとする。

(検査の立会)

第9条 工事の検査（抜打ち検査を除く。）においては、監督員のほかに、課等の長又は課等の長があらかじめ指名した職員が立ち会うとともに、当該工事等の請負者（又は現場代理人）及び主任（監理）技術者を立ち合わせなければならない。ただし、工事監理、常駐監督業務及び現場技術業務（以下「工事監理等」という。）を委託している工事にあつては、工事監理等に従事する者を立ち合わせなければならない。

- 2 中間技術検査においても前項と同様とする。

- 3 抜打ち検査に際しては、原則監督員が立ち会うものとする。
- 4 委託業務の検査に際しては、監督員（調査職員）及び主管課長があらかじめ指名した職員が立ち会うものとする。この場合において、当該委託業務の受注者、現場代理人及び主任技術者（管理技術者及び照査技術者）を立会わせなければならない。

（検査の準備）

第10条 工事の検査に際して監督員及び請負者は、次の各号に定める書類等の準備を行うものとする。

（1）監督員

- ア 工事施工管理資料、指示書及び工事打合せ簿等工事施工上の関係書類
- イ 施工管理基準、検査基準に基づく破壊検査及び検査員からあらかじめ指示された場合の請負者への指示及び確認
- ウ その他必要とされるもの

（2）請負者

- ア 工事施工にあたって作成したすべての工事施工管理資料及び材料検査の記録
- イ 必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示
- ウ 他の官公庁との手続関係書類等
- エ 検査に必要な用具
- オ 監督員の指示による検査のための破壊
- カ その他監督員から指示された事項及び必要とされるもの

2 委託業務の検査に際して監督員（調査職員）及び受注者は、次の各号に定める書類等の準備を行うものとする。

（1）監督員（調査職員）

- ア 契約書の中で行われた指示及び協議等の関係書類
- イ その他必要とされるもの

（2）受注者

- ア 成果物
- イ 契約書、設計図書、契約書の中で行われた指示及び協議等の関係書類
- ウ 成果物の作成にあたって使用した基準書等
- エ 他の官公庁との手続関係書類等
- オ 検査に必要な用具
- カ その他必要とされるもの

（検査の実施）

第11条 検査員は、契約書、設計図書、工事写真及びその他の関係書類に基づいて、工事にあつては実施について、委託業務にあつては成果物（必要に応

じ実地も含む。)及び業務にあたって作成したすべての業務管理資料について、それを検査し確認しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、実地について明視することができない地下若しくは水中その他外部からは検査を行い難い部分については、出来形管理写真及び中間技術検査復命書等によりこれを確認することができる。

(検査の技術基準)

第12条 検査員が検査を実施するにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによる。

(破壊検査等)

第13条 検査員は検査にあたり必要があると認めたときは、既成部分の一部を破壊もしくは試験等によりその内容を確認するものとする。

(工事等の手直し命令)

第14条 検査員は、検査の結果、工事等の既成部分が契約内容に適合しない場合は、遅滞なく手直しをさせなければならない。

- 2 前項の手直し命令は、検査員が工事等手直し通知書(第2号様式の1)及び指示書(第2号様式の2)に手直し指示事項を記載のうえ、工事主管課並びに請負者又は受注者(以下「請負者等」という。)に交付することによって行うものとする。
- 3 第1項の手直し事項が重大な場合は、町長等と協議しなければならない。

(手直し工事の施工等)

第15条 請負者等は、前条により手直し指示あった場合は、速やかに手直し工事の施工等を実施しなければならない。

- 2 請負業者等は、手直し工事等が完了したときは、工事等手直し完了届(第2号様式の3)を工事主管課に提出しなければならない。

(再検査)

第16条 工事主管課は、工事等手直し完了届を受理したときは、財務課に合議をし、再検査を受けなければならない。

- 2 前項による検査は、手直し部分について行い、当初検査を担当した検査員をもってこれにあたるものとする。ただし、やむを得ない場合は他の職員をあてることができる。
- 3 前2項により検査を完了したときは、検査員は工事等手直し確認書(第2号様式の4)により、報告しなければならない。

(工事等の軽微な手直し)

第17条 検査員は、検査の結果軽微な手直しの必要があると認めたときは、工事結果等指摘(手直し)事項調書(第3号様式)により監督員又は、調査職員及び現場管理を委託している監理事務所等に指示するものとする。

- 2 請負者等は、前項の指示を受けた時は速やかに手直しを実施し、その完了

について監督員又は、調査職員の確認を受けなければならない。

- 3 監督員又は、調査職員は、手直し完了を確認したときは、遅滞無く工事結果等指摘（手直し）事項調書により検査員及び契約担当課に報告するものとする。

（検査写真の撮影要領）

第 18 条 工事検査の写真を撮影するときは、所定の黒板（別表第 3）を使用するほか神奈川県「土木工事写真の手引」又は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」に定める方法により撮影しなければならない。

- 2 委託業務の検査写真は、実地において検査する場合を除いては、撮影を省略することができる。

（検査の中止）

第 19 条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号の一つに該当するときは検査を中止し、直ちに町長に報告して指示を受けなければならない。

- (1) 請負者等若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき。
- (2) 工事の施工状況等が設計図書と著しく相違しているとき又は工事の施工結果等に重大な欠陥を発見したとき。
- (3) 前 2 号のほか検査の実施が困難となったとき。

（検査の復命）

第 20 条 検査員は、所定の検査を完了したときは、箱根町請負工事成績評定要領（以下「工事評定要領」という。）及び箱根町設計業務委託等成績評定要領（以下「委託評定要領」という。）に基づき成績を評定し、次の各号に掲げる書類等を添付した完成検査復命書等（第 4 号様式、第 5 号様式、又は第 6 号様式）を町長に提出しなければならない。〔中間（部分）技術検査については、評定を行わないものとする。〕

- (1) 検査の際撮影した写真
- (2) 手直しを命じた場合にあつては工事等手直し確認書
- (3) その他必要とされるもの

ただし、成績評定を行わない工事等の検査においては、特別の定めがない限り、完成検査調書（第 7 号様式、第 8 号様式）等での報告をすることをもって、検査の復命とする。

- 2 中間技術検査を行った検査員は、中間技術検査調書（第 9 号様式）を作成しなければならない。

第 3 章 雑則

（実施細目）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、工事等の検査に関し必要な事項は別途

町長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 箱根町工事等監督検査要綱（平成19年4月1日）は廃止する。

別表第1 中間（部分）技術検査の範囲とする工種（第3条関係）

- 1 工事の既成部分について部分使用をしようとする場合
- 2 堰提工 堰堤直高 15m 以上の堰堤工の岩盤、根入れ及び段切り
- 3 鋼製品等 鋼桁、水門、堰、歩道橋等の工場製品
- 4 埋没前のケーソン（鋼製品）
- 5 その他 完成時点に判定困難な工事

別表第2 中間（全体）技術検査の対象工事（第3条関係）

- 1 低入札価格契約工事 別途に定める
- 2 大規模工事 「箱根町の発注する大型工事に関する取り扱い基準」に定める工事
- 3 重要構造物等工事 橋梁（上部工、下部工）、トンネル、シールド、地下駐車場、大規模堰堤工事、大規模分水路の本体工事（ただし、維持・補修工事は除く）
- 4 その他、町長が必要と認めた工事
 - ※ 大規模工事、重要構造物等工事についての定義については、中間（全体）技術検査実施要領に定めるものとする。

別表第3 検査写真撮影用黒板規格（第18条関係）

70cm											
8	17	10	6	9	20						
工事名	年度			工事		(施工) (中間技術)		(出来形) (完成)		8	
河川名 路線名				地名						6	
(検査) 年月日	年	月	日	晴	曇	雨	位置	NO	L. C. R	6	
工 種										50 cm	
										24	
								施工者			6
6	44									20	

備考（ ）内は必要に応じて記入すること。

第1号様式（箱根町工事等検査要綱 第7条関係）

工 事 等 検 査 依 頼 書

年 月 日

他の課等の長等 様

契約担当課長

次のとおり工事・委託業務（完成・出来形・中間（部分・全体）技術）検査を依頼します。

工 事（委託）名	
工 事（委託）場 所	
検 査 の 種 類	完成・出来形・中間（部分・全体）技術
契 約 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
完成（出来形完成）年月日	年 月 日
完成（出来形完成）確認年月日	年 月 日
請 負 者 名	
契 約 金 額	円
今回出来高査定金額	円
備 考	

※1 備考欄には、工事概要、工事担当者名を記載する。

※2 土木工事の場合は、工事場所に路線・河川名等を記載する。

※3 備考欄に検査の実施場所が工場の場合は、工場名や所在地を記載する。

第2号様式の1（箱根町工事等検査要綱 第14条関係）

工 事 等 手 直 し 通 知 書

年 月 日

（工事主管課長） 様

検査員

工 事 名			
請負者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について、検査を実施したところ次の修補（改造）が必要ですので、別紙指示書により手直しを指示しましたので通知します。

手直し工事等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指摘事項及び手直し事項	

第2号様式の2（箱根町工事等検査要綱 第14条関係）

工 事 等 手 直 し 指 示 書

年 月 日

（請 負 者） 様

検査員 （職氏名） 印

工 事 名			
請負者名		契約金額	円
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について、検査を実施したところ次の修補（改造）が必要ですので、手直しを指示します。

なお、手直しが完了したときは工事等手直し完了届を提出してください。

手直し工事等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指摘事項及び手直し事項	

第2号様式の3（箱根町工事等検査要綱 第15条関係）

工 事 等 手 直 し 完 了 届

年 月 日

（工事主管課長） 様

（請 負 者） 印

工 事 名			
請負者名		契約金額	円
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について、次の指示のとおり手直しを完了しましたので届け出ます。

手直し工事等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指摘事項及び手直し事項	

第2号様式の4（箱根町工事等検査要綱 第16条関係）

工 事 等 手 直 し 確 認 書

年 月 日

（町 長） 様

検査員 （職氏名） 印

工 事 名			
請負者名		契約金額	円
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について、手直し工事等が指示のとおり完了したことを確認しましたので、報告します。

手直し工事等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指摘事項及び手直し事項	

第3号様式（箱根町工事等検査要綱 第17条関係）

工事結果等指摘（手直し）事項調書

工 事 名			
工事場所			
検査年月日	年 月 日	検査員	
検査の種類			
請負者名		契約金額	円
工事概要			
契約工期	年 月 日 年 月 日	出来高	
立 会 人	主管課		
	監理事務所等		
	監督員等名		
下記の指摘事項は 年 月 日 ～ 年 月 日までの 日間で完了いたします。 年 月 日 請負者（現場代理人・監理技術者） 印			
指 摘 事 項			
上記指摘事項の手直しが完成したことを確認しました。 年 月 日 印			

第4号様式（箱根町工事等検査要綱 第20条関係）

工事（完成・出来形・中間（全体）技術）検査復命書

箱根町長 様

年 月 日検査を終了したので復命します。

検査員 職氏名

印

主管課					
工事名					
工事場所					
請負者名					
契約金額		円	契約年月日	年	月 日
変更契約金額		円	契約工期	年	月 日
今回出来形金額		円		年	月 日
検査 立会 人	監督員		(完成・出来形・中間)年月日	年	月 日
	工事施工課		(完成・出来形・中間)確認年月日	年	月 日
	主管課		請負者	請負者又は現場代理人	
	監理事務所・現場技術員			主任（監理）技術者	
種別	検査（支払）年月日	支払金額	評定者	評定点	
前払金	年 月 日	円			
監督員評定点				点	
副課長評定点				点	
既 済 評 定	①出来形・中間技術	年 月 日	円		点
	②出来形・中間技術	年 月 日	円		点
	平均				点
検査員完成(出来形・中間)評定					点
評定点計					点
法令遵守等					点
評定点					点
工事概要			検査結果・所見等		
(出来形 %)					

第5号様式（箱根町工事等検査要綱 第20条関係）

設計業務委託等（完成・出来形）検査復命書

箱根町長 様

年 月 日検査を終了したので復命します。

検査員 職氏名

印

主 管 課					
委 託 名					
委託場所					
請負者名					
契約金額		円	契約年月日	年 月 日	
変更契約金額		円	契約期間	年 月 日	
今回出来形金額				年 月 日	
検査 立会 人	調査職員		(完成・出来形) 年月日	年 月 日	
	主管課		(完成・出来形) 年月日	年 月 日	
	監理事務所・現場技術員		請負者	請負者又は監理代理人	
				照査技術者	
種 別	検査（支払）年月日	支払金額	評定者	評定点	
前払金	年 月 日	円			
調査職員評定点					点
副課長評定点					点
減点事項評定点					点
出来 形	①出来形・中間技術	年 月 日	円		点
	②出来形・中間技術	年 月 日	円		点
	平均				点
完成(出来形)評定点					点
評定点					点
総合評価のランク			A・B・C・D・E		
委 託 概 要			検査結果・所見等		
(出来形 %)					

第6号様式（箱根町工事等検査要綱 第20条関係）

中間（部分）技術検査復命書

箱根町長 様

年 月 日検査を終了したので復命します。

検査員 職氏名

印

主管課				
工事名				
工事場所				
請負者名				
契約金額		円	契約年月日	年 月 日
変更契約金額		円	契約工期	年 月 日
立 会 人	監督員			年 月 日
	主管課		請負者又は監理代理人	
	監理事務所・現場技術員		主任（監理）技術者	
工事概要			検査結果・所見等	

第7号様式

完 成 検 査 調 書			
契約工事名	-----	請負者	
工事場所	足柄下郡箱根町 地内		
契約金額	金 円		
契約年月日	平成 年 月 日	契約工期	平成 年 月 日 平成 年 月 日
完成検査 年 月 日	平成 年 月 日	工事完成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考			
<p>上記のとおり別紙設計書及び図面により 完成検査を終了しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員</p> <p>箱根町長 様</p>			

第8号様式

完 成 検 査 調 書			
契約委託名	請負者	
委託場所	足柄下郡箱根町 地内		
契約金額	金 円		
契約年月日	平成 年 月 日	契約期間	平成 年 月 日 平成 年 月 日
完成検査 年 月 日	平成 年 月 日	委託完成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考			
<p>上記のとおり別紙見積書等により 完成検査を終了しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員</p> <p>箱根町長 様</p>			

第9号様式（箱根町工事等検査要綱 第20条関係）

中間（部分・全体）技術検査調書

平成 年 月 日

箱根町長 様

検査員 職氏名

印

次のとおり別紙設計図書及び図面により中間（部分・全体）技術検査いたしました。

主管課			
工事名			
工事場所			
請負者名			
契約金額	円	契約年月日	年 月 日
契約工期	年 月 日 年 月 日	検査年月日	年 月 日
対象工種			
備考			